

新型コロナウイルス感染症と個人債務の整理手続 ー自然災害ガイドラインの新型コロナウイルス特則をご存知ですかー

渡邊 一誠
Issei Watanabe

PROFILEはこちら



1 新型コロナウイルスの影響を受けた個人の債務整理の新たな手法

新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的な感染拡大は、ワクチンの接種開始により改善が期待されるものの、いまなお収束を見ていません。我が国においても、令和3年6月30日現在、新型コロナワクチンの接種回数は約4491万回で、2回目の接種が完了した方の割合は約8%にとどまっております¹、飲食業をはじめ、多くの業種で今なお新型コロナウイルスの影響が出ています。

このような状況の中、事業や雇用、生活を守るための各種の公的支援制度が行われていますが²、新型コロナウイルスの影響を受けて住宅ローンや事業性ローンなどの個人債務の返済に窮する個人の方が生活や事業を立て直すためには、債権者との任意の協議や特定調停手続(本稿でご説明する特則によらない手続)によって解決が図れない限り、破産手続や個人再生手続といった法的倒産手続を取らざるを得ない状況にありました³。

そこで、破産手続等の法的倒産手続によらず、特定調停手続を活用した債務整理により債務免除を行うことによって、自助努力により生活や事業の再建を支援することを目的として、令和2年10月30日、自然災害による被災者の債務整理

に関するガイドライン研究会により、『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』(以下「本特則」といいます。)が取りまとめられ、令和2年12月1日から適用が開始されました。

そこで本稿では、本特則による債務整理の手続について概観したいと思います。

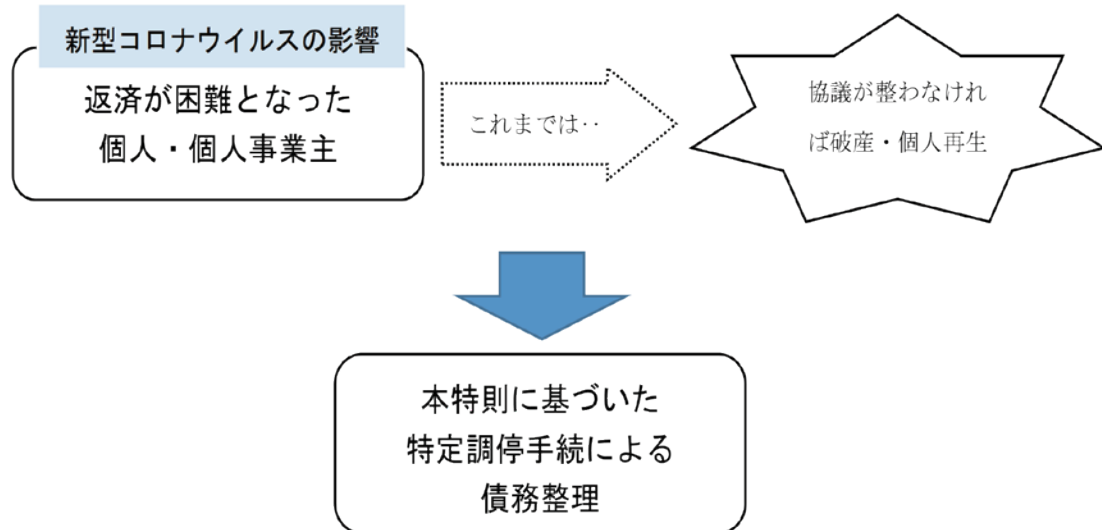
2 本特則の目的は？

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(以下「自然災害ガイドライン」といいます。)は、平成29年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害の被災者の方が、破産手続等を取らずに債務の整理を図り、生活や事業の再建を図ることができるように制定されたもので、金融機関等と債務者の方が合意により債務整理を行う場合の自主的、自立的な準則とされています(令和3年4月1日から、東日本大震災の被災者の方も自然災害ガイドラインの対象となりました。)。本特則は、このガイドラインを補完するものとして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより住宅ローンや事業性ローン等の本特則における対象債務の弁済に困難を来している個人・個人事業主の方の生活の再建又はその営む事業の再建・継続を目的として策定されたものです。

1:首相官邸ホームページ(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine.html>)より。

2:内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のホームページ等ご参照(<https://corona.go.jp/action/>)。

3:経営者の個人保証については、平成26年2月1日から、経営者保証に関するガイドラインの運用が行われており、特定調停手続等を利用した保証債務の整理手続があります。



3 本特則の位置づけとメリットは？

本特則は、金融機関等団体、日本弁護士連合会、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定されたもので、法的拘束力はありません。もともと、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されている、債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関等の対象債権者は、この準則による債務整理に誠実に協力することとされています。

このような本特則による債務整理の債務者にとってのメリットとしては、主に以下の3点が挙げられます。

① 登録支援専門家の手続支援が無料

本特則による債務整理手続は、弁護士や公認会計士などの「登録支援専門家」の支援のもとで行われますが、その際の費用は国の補助により無償となっています。

② 財産の一部を手元に残すことができる

個別事情によりますが、破産手続における自由財産の考え方を基本として、一定の財産を手元に残すことができます。

③ 個人信用情報として登録されない

本特則に基づき債務整理を行ったことは、破産や個人再生の場合と異なり、個人信用情報として登録されません。

4 本特則の要件や手続は？

紙幅の都合上、本特則の利用の要件や手続を全て詳細にご説明することはできないことから、主な要件とポイントについてご紹介することとします⁴。

(1) 対象債務者

本特則による債務整理の対象債務者は個人の債務者のみ

4: 詳細については、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関のHP等をご参照ください(<http://www.dgl.or.jp/covid19/>)。

であり、法人は対象とされません。そして、新型コロナウイルスの影響により支払不能またはそのおそれが生じたことなどが必要となります(本特則5(1))。

本特則では、基準日が令和2年2月1日とされており(本特則3項)、新型コロナウイルスの影響により、収入や個人事業の売上が基準日時点に比べて減少していること、その結果支払不能又はそのおそれが生じていることが必要となります。基準日以前から支払不能であった場合や(基準日前に公租公課の滞納による資産の差押等を受けていた場合は、特段の事情がない限り、基準日以前から支払不能であったものと扱われますので注意が必要です。)、保有する資産が負債の額を上回るような場合(資産超過の場合)には、本特則による債務整理はできません。

また、個人事業主が事業の継続を図りつつ、本特則による債務整理を行うためには、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があることも求められます(本特則5(1)①)。

(2) 対象債権者

本特則による債務整理の対象とされる債権者(対象債権者)は、金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、貸金業者、リース会社、クレジット会社、債権回収会社、信用保証協会、農業信用基金協会、保証会社)が原則とされます。

もっとも、本特則に基づく債務整理を行う上で必要なときは、金融機関等以外の債権者を含めることも可能とされています(本特則5(2))。

(3) 対象債務

本特則の対象となる債務は、上記の要件を満たす対象債権者の対象債権者に対する債務であればどのようなものでもよいわけではなく、債務の発生日、債務の内容によって、以下のとおり対象債務が限定されていることにも注意が必要です。

(1) 既往債務

基準日(令和2年2月1日)以前から負担していた債務

(2) 新型コロナウイルス特別貸付等

基準日後、本特則の制定日である令和2年10月30日までに、新型コロナウイルス感染症の影響による収入や売上げ等の減少に対応することを主な目的として、以下のような貸付等を受けたことに起因する債務

- ① 政府系金融機関の新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ② 民間金融機関における実質無利子・無担保融資
- ③ 民間金融機関における個人向け貸付け

※ 上記①ないし③は例示であり、対象債務に含まれるかは、資金使途が「緊急かつ一時的な生活や事業の維持に必須」という点が目安とされます。

(4) 経済合理性

本特則に基づく債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続などの法的倒産手続と同等額以上の債権の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できることが必要です(自然災害ガイドライン3(1)④、8(2)①ロ、②ロ)。

この「同等額以上」には、同額である場合も含まれ、法的破産手続によっては対象債権者に対する弁済が見込めない場合(清算配当率が0%の場合)に、本特則によって、債権者への弁済額を0とする、いわゆる「ゼロ弁済」の特定調停条項案であっても経済合理性を有することとなります。

ゼロ弁済については、令和3年4月20日の衆議院法務委員会で、金融庁担当官がゼロ弁済もあり得ると明言されていることや、令和2年12月8日付の麻生金融担当大臣談話で、本特則の運用に際し、「自由財産の拡張や債務整理の対象債務についても、個人債務者の生活や事業の再建のため、可

能な限り柔軟な支援に努めること」が求められていますので、これらも説明の上、対象債務者と丁寧に協議を重ねるべきといえます。

5 調停条項案はどのような内容？（5つの類型）

本特則による債務整理を行う場合の特定調停の条項の類型としては以下の5つの類型があります（自然災害ガイドライン8(2)、特則6）。

	類型	内容
①	清算型（換価処分）	資産を換価・処分し、担保権者など優先する債権への弁済後、換価代金の残額を対象債権者に按分弁済する方式。
②	清算型（公正価額返済）	資産の換価・処分に代えて、資産を処分価格で評価した額（公正価額）を対象債権者に按分弁済する方式。
③	将来収益弁済型	将来の継続的又は反復した収入見込みがある場合に、法的倒産手続による回収見込額と同等額以上の金額を分割弁済する方式。 具体的な弁済総額は、対象債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定める。 なお、この類型による調停条項案が作成可能な場合であっても、上記①又は②の類型の調停条項案によることも問題ないとされる。
④	事業継続型	将来の事業収益により、法的倒産手続による回収見込額と同等額以上の金額を分割弁済する方式。
⑤	住宅資金特別条項を含む類型	上記①ないし④の類型に、民事再生法 198 条、199 条に定める住宅資金特別条項を設けた方式。

上記のように、個人の対象債務者は、全対象債権者に対して本特則による債務整理の申出を行った日に保有する資産について、これを換価、処分して弁済することも、また当該財産を公正な価額（処分価額とされています。）で評価し、当該評価額相当額を債権者に弁済することも可能です（上記①、②の清算型類型）。

また、将来安定して給料等の収益が見込める場合、将来の収益から弁済を行うことも可能です（上記③の将来収益弁済型）、このような弁済方法が可能な場合であっても、上述のような清算型の弁済方法を選択することも可能とされています。なお、将来収益弁済型の場合、弁済計画の期間は原則として5年以内となります。

さらに、個人事業主が、事業を継続し、その事業収益によって弁済を行うことも可能です（上記④の事業継続型）。この場

合、十分な自助努力が反映した事業計画を作成しなければならず、事業が赤字の場合は、原則として特定調停の成立から5年以内に黒字化する事業計画を作成することとされています（ただし、事案に応じて、これを超える合理的な期間とすることも認められています）。

そして、本特則により、これらの4つの類型に、民事再生法における、いわゆる住宅資金特別条項を設けることも可能となっており、住宅ローンが残っている住宅を維持しうることとなります。具体的には、本特則による債務整理の申出の時点で、住宅ローンについては期限の利益を喪失していない場合には、上記の申出後も住宅ローンの弁済を継続し、特定調停条項においても住宅ローンの約定通り弁済を継続する内容とすることが可能ですし、期限の利益を喪失している場合に、期限の利益を復活して約定通りの弁済を継続することとしたり、さら

にはリスケジュールをしたりなどの条項を設けることができます
(住宅資金特別条項の詳細については割愛します。)

6 手元にはいくら残すことができる？(自由財産)

本特則による債務整理時に対象債務者の手元に残すことができる自由財産については、法的整理における自由財産の考え方を基本とすることとされていますので、原則は99万円までの一定の財産及び差押禁止財産ということになります。もっとも、生活の再建に必要な現預金等を留保するといった観点から、個別債務者ごとの事情を十分に勘案することは可能と解されますので、個別の事案における事情を十分勘案し、柔軟に対応することが考えられます。

(99万円枠以外で自由財産として残しうる資産)

- ① 特別定額給付金(一人あたり10万円)
- ② 児童手当の臨時特別給付金(児童一人当たり1万円を上乗せ)
- ③ 持続化給付金(個人事業者は最大100万円)
- ④ 営業時間短縮協力金
- ⑤ その他、生活や事業の再建への必要性の観点から個別事情で勘案

7 会社の保証債務も負っている場合はどうするか？

経営者が会社の債務の保証債務を負っている場合の保証債務の整理については、経営者保証に関するガイドライン(以下「経営者保証ガイドライン」といいます。)が制定されており、すでに多くの事案で経営者保証ガイドラインを利用した保証債務の整理が行われています。

そして、経営者保証ガイドラインにおける対象債務は、原則として金融機関に対する保証債務とされているものの、弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある債権者につい

ては、対象債権者に含めることができるとされており、経営者の固有の債務も含めうるものとされています。

これに対し、自然災害ガイドライン(本特則)も、経営者が負う債務が保証債務であっても、上記4(1)、(3)の要件を満たす限り、対象債務とすることは可能と解されますので、個人が固有の債務と保証債務を両方負担している場合に、いずれのガイドラインを利用すべきかが問題となります。

この点については個別の事案における事情によりしますので一概にどちらによるべきということとはできませんが、経営者保証ガイドラインにおいては、早期の会社の事業再生等への着手に対するインセンティブとして、一定の要件の下、破産手続における自由財産相当額以外に、一定期間の生計費や華美でない自宅等を残すことが可能(インセンティブ資産)とされていたり、個人の債務整理手続に着手できる時期が違ったりしますので(自然災害ガイドライン(本特則)では、主たる債務者の債務整理手続の終了後とされているのに対し、経営者保証ガイドラインでは、主たる債務者の債務整理手続の申立時以降であればよいとされています。ただし、インセンティブ資産を残すためには主たる債務者の債務整理手続の終了前の申立てが必要です。)、両ガイドラインの要件や手続、弁済計画の内容の違い等も考慮の上、適切に選択することが必要となります。

8 おわりに

本稿では、新型コロナウイルスの影響により弁済が困難となった個人、個人事業主の債務整理のための新しい手続である、自然災害ガイドラインに関する本特則についてご紹介しました。今後多くの個人の債務者や金融機関等の皆様が、本特則による債務整理の手続の趣旨を踏まえ、同手続が適切に利用されていくことを祈念しています。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】